

発議第 14 号

ジェンダー平等施策を推進することを求める意見書

地方自治法第 99 条及び松伏町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 13 日提出

提出者	松伏町議会議員	平	野	千	穂
賛成者	松伏町議会議員	高	野	祐	大
賛成者	松伏町議会議員	鈴	木		勉

松伏町議会議長 田 口 義 博 様

ジェンダー平等施策を推進することを求める意見書

現代社会において、すべての人々が性別に関わらず平等な機会と権利を享受できる社会の実現は、持続可能な発展を目指すうえで欠かせない課題である。

日本においては、近年の法制度整備や意識啓発により、ジェンダー平等に向けた進展が見られる一方で、男女間の賃金格差や正規雇用率の不均衡、固定的な性別役割分担意識といった課題が依然として残されており、国連からも女性差別撤廃条約の締結国である日本政府に対して「総括所見」が出されている。

以上を踏まえ、ジェンダー平等をより一層推進するため、以下の施策について政府に対し強く要望する。

記

1. 男女間の賃金格差の是正

同一労働同一賃金の定着を図る仕組みを強化すること。

2. 選択的夫婦別姓の導入

家族のあり方や個人の尊厳に配慮し、選択的夫婦別姓制度を早期に導入すること。

3. リプロダクティブ・ヘルス&ライツの推進

緊急避妊薬や避妊法への十分なアクセスの提供など、性と生殖に関わる健康と権利を保障するための環境整備を行うこと。

4. 固定的な性別役割分担の払拭

学校教育や社会啓発を通じて、ジェンダーに基づく固定観念の払拭を推進すること。
多様な家族観や働き方を認める社会的な基盤づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年12月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様
経済産業大臣	武藤 容治 様
男女共同参画担当大臣	三原 じゅん子 様